

令和 8 年度スーパー L 資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置 (一問一答)

(問 1) 金利負担軽減措置を受けられる対象者は誰ですか。

本措置の対象者については、地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者（目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を含みます。）又は農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）から農用地等を借り受けた認定農業者です。

ただし、上記の対象要件を満たす者が、次のアからウまでを満たすことを、園芸施設共済等の加入等及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）別記様式第 4 号）及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（実施要綱別記様式第 5 号）（これらを総称して、以下「交付要件確認表」といいます。）により確認ができる場合に限り、（農業近代化資金については、アのみ。）

ア 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 3 章第 1 節第 6 款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」といいます。）の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済への加入等を継続すること又は園芸施設共済の対象となる施設を取得しないこと。

イ 交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。

ウ 交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

(問 2) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者とは、どのような者ですか。

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、同法第 18 条第 1 項に定める区域ごとに農業者等の関係者による話し合いを踏まえて策定する地域の将来（概ね 10 年後）の農用地利用の姿を明確化した計画（目標とする農用地利用の姿を示した地図（目標地図）を含みます。問 1 及び以下において「地域計画」といいます。）のうち目標地図に位置付けられた者となります。

(問 3) 地域計画のうち目標地図に位置付けられたこと又は機構から農用地等を借り受けたことの証明・確認は、誰が、どのように行うのですか。

借入希望者である認定農業者が、市町村から「目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書」（別添参照。2026 年 4 月版）による

証明を受け、その証明書の写しを、融資機関である（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「日本公庫等」といいます。）若しくは農業近代化資金の融通を行う民間金融機関に提出していただき、融資機関から回付を受けた利子助成団体である（公財）農林水産長期金融協会（以下「協会」といいます。）が確認します。

なお、当該証明書により証明すべき事項については、市町村が別に発行した書類の写し、機構から農用地等に係る利用権の設定等を受ける者として明記された農用地利用配分計画の写し、その他の書面により確認ができる場合には、当該証明書に代えて差し支えありません。

（問４）目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者として利子助成の交付決定を受ける場合の手続きの流れはどうなりますか。

また、その後、実際に目標地図に位置付けられた場合に何か手続きは必要ですか。

なお、実際に目標地図に位置付けられなかった場合、利子助成金の返還などが必要になりますか。

1 手続きの流れは、以下のとおりです。

（１）目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者として利子助成の交付決定を受ける場合

① 借入希望者である認定農業者等が、市町村から「目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書」（様式の 1-2 の該当項目欄に○が記載されたもの）により目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を受けます。

② 当該認定農業者は、①で受けた証明書を融資の申込み手続きにあわせて融資機関に提出します（利子助成団体である協会への提出は、他の提出物と併せて融資機関から行われます。）。

③ 協会から当該認定農業者に対し利子助成の交付決定を行い通知します。その利子助成金交付決定通知書において、目標地図に位置付けられた段階で改めてその旨の証明書（様式の 1-1 の該当項目欄に○が記載されたもの）を提出することやその提出先及び提出方法の案内を行います。

（２）その後、実際に目標地図に位置付けられた場合

① 融資を受けた認定農業者等は、市町村から、利子助成の交付決定日から 1 年以内（証明書（様式の 1-1 の該当項目欄に○が記載されたもの）に記載される日付（証明日）が利子助成の交付決定日から 1 年以内となるよう）に、当該証明を受けます。

② 当該認定農業者は、（２）の①で受けた当該証明書を（１）の③の案内に従って協会に直接提出します。

2 市町村からの当該証明書により目標地図に位置付けられた者となったことを協会が確認できない（認定農業者等から協会に様式の 1-1 の該当項目欄に○が記載された証明書が提出されない）場合には、協会から融資機関に支払済の利子助成金分以降の利子助成金の交付が停止されます（交付停止以前に融資機関に支払済の利子助成金の返還は不要です。）。

このため、

① 市町村は、当該認定農業者が正式に目標地図に位置付けられた者となった際に、速やかに当該証明書を当該認定農業者に交付する必要があること

② 当該認定農業者は、市町村から交付された当該証明書（様式の 1-1 の該当項目に○が記載されたもの）を、速やかに協会に提出する必要があることに十分留意してください。

なお、

- ・ 交付決定から交付停止されるまでの間に、融資機関や協会から注意喚起等の連絡は行われないこと
 - ・ 交付停止後に目標地図に位置付けられた者となった旨の証明書を提出しても、交付停止の取消し（交付決定の復活）は行われないこと
- にも十分に留意してください。

（問 5）本事業の対象要件となる、園芸施設共済等の加入等に係る交付要件は、どのように確認するのですか。

実施要綱別記様式第 4 号を、利子助成希望者に提出していただき、利子助成の交付決定の後、交付対象者の氏名及び住所を農業共済組合に提供することにより当該要件に関する確認を行います。なお、実施要綱別記様式第 4 号は全て（災害関連資金を除きます。）の利子助成希望者に提出を求めるものです。

具体的に実施要綱別記様式第 4 号の 1 では、以下の①又は②のいずれかにチェックをしていただくこととなります。

- ① 借入申込みを行う施設整備の内容に、園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス）を含む場合は、当該施設に対して、利子助成対象期間において、自然災害に備えた園芸施設共済への加入等を継続すること。
- ② 借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれないこと。

さらに、同様式の末尾に記載されている、個人情報取り扱いに関する同意書欄内の「個人情報の取り扱いに同意する。」又は「個人情報の取り扱いに同意しない。」のいずれかにもチェックしてください。

（参考）

農業用ハウスとは・・・ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

園芸施設共済への加入等とは・・・農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の共済又は保険等への加入、施工・販売業者等による保証

（問 6）本事業の対象要件となる、労働環境改善の取組に係る交付要件は、どのように確認するのですか。

実施要綱別記様式第 4 号を、農業経営基盤強化資金（以下「スーパー L 資金」といいます。災害関連資金を除きます。）の利子助成希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。

具体的には、スーパー L 資金について利子助成を受ける場合、利子助成希望者

は、実施要綱別記様式第4号の2で、以下の(1)の①又は②のいずれか、及び(2)の①、②又は③のいずれかにチェックをしていただくこととなります。

(1) 労働基準法関係

① 労働者を使用する事業者であり、労働基準法（昭和22年法律第49号）の適用除外となっている以下の5つの項目のうちいずれか1つ以上について、適合する取組を既に行っている、又は今後行う意向があります。

ア 同法第32条の規定（労働時間）

イ 同法第34条の規定（休憩）

ウ 同法第35条の規定（休日）

エ 同法第36条の規定（時間外及び休日の労働）

オ 同法第37条の規定（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

② 労働者を使用しない事業者です。

(2) 保険関係

① 法人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険並びに厚生年金保険及び健康保険に加入しています。

② 労働者5人以上の個人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しています。

③ 労働者5人未満の個人事業主又は労働者を使用しない事業者です。

(問7) 本事業の対象要件となる、環境負荷低減の取組に係る交付要件は、どのように確認するのですか。

実施要綱別記様式第5号を、スーパーL資金（災害関連資金を除きます。）の利子助成希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。

具体的には、スーパーL資金について利子助成を受ける場合、利子助成希望者は、実施要綱別記様式第5号で、農業経営体である場合には1に列記されている項目の全てについて、畜産経営体である場合には2に列記されている項目についてチェック（複合経営体である場合には利子助成の対象となる事業に該当する方の項目の全てについてチェック）していただくこととなります。

また、個人情報の取扱いに関する同意書をご覧ください、記載された内容に対して、同意するか否かチェックしてください。

各項目の具体的な内容については、農林水産省 HP 上にある「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」のページに掲載されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書農業経営体編」又は「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書畜産経営体編」を御参照ください。

<農林水産省 HP：環境負荷低減のクロスコンプライアンス>

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

さらに、同様式の末尾に記載されている、個人情報の取り扱いに関する同意書欄内の「個人情報の取り扱いに同意する。」又は「個人情報の取り扱いに同意しない。」のいずれかにもチェックしてください。

(問8) 環境負荷低減の取組に係る交付要件の確認の際、別記様式第5号とは別の書類等により確認を行う場合は、個人情報の取扱いに関する同意のチェックが別途必要でしょうか。

他の補助事業等で利用した環境負荷低減の取組に関するチェックシート等の実施要綱別記様式第5号以外の書類等により確認ができるものについては、実施要綱別記様式第5号への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

別の書類等に個人情報の取扱いに関する同意書が記載されていない場合は、同書類の空欄か別紙にて、同意するか否かの明示をお願いいたします。

(問9) 環境負荷低減の取組に係る実施状況は、どのように確認するのでしょうか。

実施要綱別記様式第5号に記載された内容を、利子助成金の交付対象者が農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課のウェブサイトから入力し、送信することで報告していただき、確認します。

具体的には、令和8年度にスーパーL資金に係る利子助成の交付決定を受けた者が、交付決定から1年後を目処に、実施要綱別記様式第5号に記載された内容を、事業実施主体である協会から送付されている交付決定通知書に記載された農業経営体又は畜産経営体毎のリンク先の農林水産省ウェブサイトから、列記されている項目の全てについて入力していただき、送信していただくことで、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課に報告します。

(問10) 事業承継により事業を譲り受け、債務も引き受けた農業者が引き続き利子助成を受けようとする場合には、債務引受後に改めて交付申請をし直す必要はありますか。

事業承継が適正に行われ、事業を譲り受け、債務を引き受けた者が、本事業の利子助成要件を引き続き満たしている場合には、事業を譲り渡した者が受けていた利子助成を引き続き受けることができます。

事業実施主体である協会は、事業を譲り受けた者が利子助成要件を満たしていることを確認するため、

- ① 認定農業者であることが分かる書面
- ② 目標地図に位置付けられていることが分かる証明書
- ③ 利子助成対象資金に都道府県の利子補給が行われていることが分かる書面
(農業近代化資金のみ)

を、利子助成の交付申請や請求等を融資機関に委任する委任状の写しとともに融資機関が作成する書類に併せて融資機関から提出を求めているところですので、詳し

くは、融資機関からの指示に従ってください。

なお、当該指示に従わない場合や事業承継によって本事業の利子助成要件を満たさないことが確認された場合には、利子助成金の交付が停止されたり、返還を求められたりすることがある点についても十分に留意してください。

(問 11) 金利負担軽減措置の対象となる資金は何ですか。

日本公庫等が融資するスーパーL資金及び農協等の民間金融機関が融資する農業近代化資金です。

(問 12) 金利負担軽減措置を申し込める期間はいつまでですか。

スーパーL資金については、日本公庫等が令和8年度中に融資枠の範囲内で貸付決定を行ったもの、農業近代化資金については、都道府県が令和8年度中に融資枠の範囲内で利子補給承認を行ったものが対象となります。貸付決定又は利子補給承認が行われたのち、速やかに申請を行っていただくようお願いします。

(問 13) 金利負担軽減措置は、貸付期間中いつからいつまで受けられるのですか。

スーパーL資金及び農業近代化資金ともに、金利負担軽減措置は、貸付後5年間受けられます。

つまり、貸付実行日（資金が交付された日）から貸付実行日の5年後の応当日の前日までの期間の残高に対する金利が対象となります。

(問 14) 営農類型によって制限はありますか。

営農類型による制限はありません。

(問 15) 資金用途によって制限はありますか。

スーパーL資金については、負債整理関係資金は対象外です。
農業近代化資金については、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金は対象外です。

(問 16) 金利負担軽減措置の対象となる借入額の上限はありますか。

スーパーL資金について、金利負担軽減措置の対象となる借入額の上限は、個人3億円・法人10億円です。ただし、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを上限とします。

農業近代化資金について、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業近代化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、2億円までを利子助成の対象とします。

貸付残高を通算するのは、具体的には以下の事業の対象となったもので、①及び②にあっては、金利負担軽減措置の対象期間（貸付当初5年間）を経過したものも含みます。

- ① 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（本事業）（災害関連は除きます。）
- ② 担い手経営発展支援金融対策事業
- ③ 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業（平成21年度に実施）
- ④ 省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業（平成20年度、平成21年度に実施）
- ⑤ 農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業（平成19年度から平成21年度に利子助成を実施したものに限ります。）

（問17）農業近代化資金について、知事特認を受けた場合貸付限度額が2億までとなりますが、金利負担軽減措置の対象となる貸付金の額はいくらになりますか。

農業近代化資金についての金利負担軽減措置は貸付限度額まで対象としています。

（問18）金利負担を軽減するための手法を教えてください。

国から補助金の交付を受けた協会からの利子助成により、貸付当初5年間の金利負担（最大2%）が軽減されるものです。

なお、協会への利子助成の申請や利子助成金の受取等は、日本公庫又は民間融資機関が資金借入者の委任を受け代行します。

（問19）地方公共団体の負担は必要ですか。

本事業で実施する貸付金利に対する金利負担軽減措置（利子助成）については、全額国費で実施しますので、地方公共団体の負担はありません。

なお、農業近代化資金の場合、国が利子助成を行う前に、これまでどおり基準金利から貸付金利までの差額について、都道府県による利子補給が必要です（下記参照）。

- ・ 基準金利 - 貸付金利 = 利子補給（都道府県）
- ・ 貸付金利 - 無利子又はスーパーL資金の金利水準並み = 利子助成（本事業）

（問 20）金利負担軽減措置は、国の補助金によって行われるということですが、来年度以降の予算の状況によっては利子助成の内容に変更が生じるのですか。

金利負担軽減措置は、毎年度国の予算の範囲内で行われるものであり、来年度以降の予算の状況によっては、その内容に変更が生じる可能性があります。

（問 21）金利負担軽減措置は今後何年続くのですか。

金利負担軽減措置は、毎年度の予算の範囲内で行われるものであり、来年度以降のことを現時点で回答することは困難です。

（問 22）補助事業関連融資は金利負担軽減措置の対象となるのですか。

国の補助金（交付金等を含みます。）の交付決定を受けた事業の補助残部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」といいます。）については、当該補助金の交付決定時期に関わらず、金利負担軽減措置の対象とはなりません。

なお、融資を受ける際の自己資金部分に対して助成する融資残補助については、金利負担軽減措置の対象となります（例：強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ等）（融資主体型補助））。

（問 23）農林水産省以外の他の省庁が所管する補助事業を利用する場合は、補助残融資資金は金利負担軽減措置の対象となるのですか。

他省庁が所管する補助事業であっても、金利負担軽減措置の対象とはなりません。

（問 24）クイック融資は金利負担軽減措置の対象となるのですか。

金利負担軽減措置の対象となります。

(問 25) 何%まで金利負担が軽減されますか。

利子助成の上限は2%です。したがって、利子助成前のスーパーL資金又は農業近代化資金の貸付金利が2%を超える場合、2%を超えた部分は借入者の負担となります。

別添

【参考様式（2026年4月版）】

目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する
証明書
(スーパーL資金・農業近代化資金関係)

年 月 日

〇〇市町村長 殿
(又は 〇〇市町村 御中)

申請者 住 所
氏 名 (押印省略可)

私が、下記表中のいずれかに該当する者であることを証明願います。

年 月 日

上記の申請者が、現在、下記に該当する者であることを証明します。

記

金利負担軽減措置の要件		該当項目
1-1	目標地図に位置付けられた者 【農業経営基盤強化促進法 第19条第1項及び第3項参照】	
1-2	目標地図に位置付けられることが確実である者 【農業経営基盤強化促進法第19条第1項及び第3項参照】	
2	農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 【農地中間管理事業の推進に関する法律 第2条第2項及び第4項参照】	

市町村名
役 職 名
氏 名 (押印省略可)

※「地域計画（目標地図）」「人・農地プラン」の策定に関与
しているしかるべき者
(役職等の指定はなし)

- ※注1：申請者は、借入申込みを行う方と同じ名義にしてください。また、申請者が複数名の場合、本証明書は、申請者の全部又は一部が表中の要件に該当することを証明するものとなります。
- ※注2：「目標地図に位置付けられた者」とは、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいいます。）に位置付けられた者を指します。
- ※注3：表の1-2について、目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を指します。ただし、当該者が利子助成の交付決定日から1年以内（本証明書に記載された日付（証明日）が利子助成の交付決定日から1年以内となるよう）に、目標地図に位置付けられた者となったことを公益財団法人農林水産長期金融協会が確認できない場合（申請者から同協会に本証明書の1-1の該当項目欄に○が記載された証明書が提出されない場合）には、利子助成金の交付が停止されることに十分留意し、市町村は、
- ① 当該者が目標地図に位置付けられた後、速やかに本証明書の1-1の該当項目欄に○を付したものを再交付する
 - ② 目標地図に位置付けられることが不確実である者に対して本証明書を発行しないようにしてください。
- ※注4：表の1について、以下の地域においては、実質化された人・農地プラン等（「実質化された人・農地プラン」とみなした既存の人・農地プラン、一定の要件を満たし「実質化された人・農地プラン」として取り扱う人・農地プラン以外の同種取り決め等を含みます。）に位置付けられた中心経営体も含みます。
- ① 福島県原子力被災12市町村（福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村）
 - ② 令和6年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町）
- ※注5：実質化された人・農地プランのいずれに該当するかの判断については、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。）によりご確認ください。
- ※注6：「農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者」とは、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいいます。）から農用地等（同法第2条第2項に規定する農用地等をいいます。）を借り受けた農業者を指します。